2014年11月26日

報道関係各位

会社名　株式会社 アドバンテッジ リスク マネジメント
代表者名　代表取締役社長　鳥越　慎二
（JASDAQ コード 8769）

ストレスチェック義務化法が求める対策・管理業務の全てをサポート

新たな総合的メンタルヘルス対策サービスを来春提供開始

今年6月労働安全衛生法の一部を改正する法律が可決・成立し、2015年12月1日より50名以上の事業場において、全従業員へのストレスチェックが義務化されます。
このことを受け、企業のメンタルヘルス支援の業界最大手として1500社以上の導入実績を有する株式会社アドバンテッジリスクマネジメントは2015年4月より、ストレスチェック義務化法により企業が準備、実行しなければならない様々な事項を全て一括で代行し、かつ課題となる高ストレス社員の分析・サポート機能を強化した、新たな総合的メンタルヘルス対策サービスの提供を開始いたします。

【開発経緯】

ストレスチェック義務化法（労働安全衛生法の一部改正）により以下の2点が事業者に義務付けられます。

①医師または保健師などによるストレスチェックの実施（従業員数50人未満の事業場は努力義務）
②ストレスチェックの結果、高ストレスと判定されかつ面接を希望する労働者への医師による面接指導の実施、及び医師の意見に基づく適切な就業上の措置

改正法が定める新たなメンタルヘルス対策の枠組みに対応し、運用にあたって事業者が直面する様々な課題を解決するために本サービスを開発しました。**（※商品の特徴については、2頁目をご覧ください。）**

【義務化法により想定される主な課題】

ストレスチェック制度の運用に際しての主な課題として下記5点が指摘されており、企業として対策が求められます。

①ストレスチェックの回答率をどう高めるか、受験後にどうフォローするか
②高ストレス者を面接・相談にどうつなぐか
③職場改善を具体的にどう進めるか
④人事、産業医等のスムーズな連携・役割分担はどうあるべきか
⑤機微な情報管理に必要なセキュリティをどう確保するか

＜図：ストレスチェック実施の流れと想定される課題＞

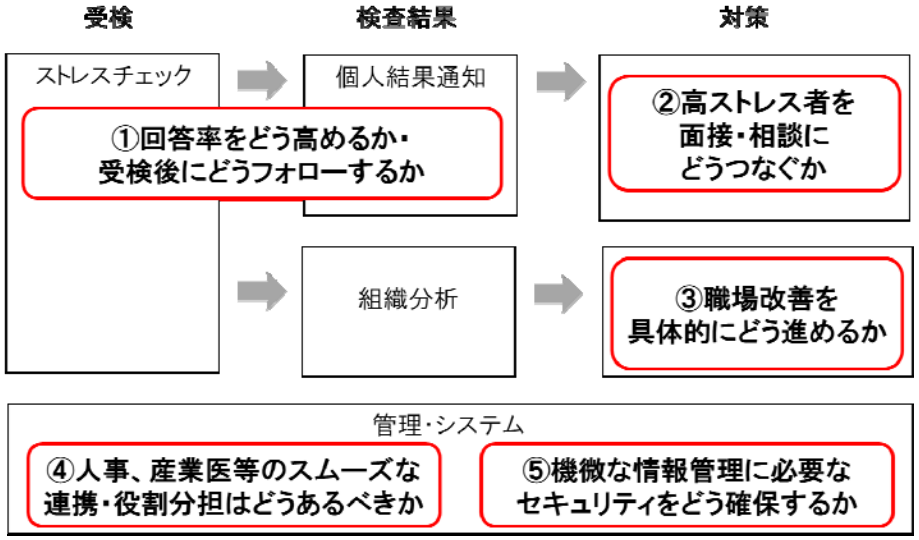

【特徴】

①回答率の把握・フォローで受検率アップ

ストレスチェックは社員にとって義務ではありませんが、要対応者を洗い出し、適切なアプローチをするためにできるだけ多くの社員に回答を促す必要があります。人事部門が社員の受検実施の有無、受検促進のためのメール送信、受検後に必要なサポートを案内するフォローアップなどの機能を備えています。

②高ストレス者が面接・相談しやすい

人事に知られずに相談したい、もう少し手軽に相談したいという社員に対して、カウンセラーの相談窓口を備え、ハードルを下げています。また、高ストレスかつ事業者に医師面接を希望する従業員への医師面接代行も可能です。

③メリハリのある職場改善

ストレスを生み出す要因のうち、特に高ストレス者の発生と関係の深い要素を分析する「高ストレス者分析レポート」を標準化しました。一般的な職場改善活動と、高ストレス者の減少のための施策を分け、メリハリをつけることができます。

④人事・産業医向けの管理機能で効率化

人事向け機能として、個人結果に触れずに受検状況の把握や受検勧奨が可能です。また、産業医など社内産業保健スタッフ向けに、ストレスチェック結果の閲覧やフォローメール送信機能、産業医面接メモ記録などの機能を用意し、効率的な運用を支援します。

⑤機微情報を守るセキュリティ

データバックアップ、サービス監視、不正アクセス防止、なりすまし対策、暗号化など、ストレスチェックや面接記録等の機微情報を適正に管理できる高い情報セキュリティを確保しています。

【機能一覧】

法対応から予防まで基本対策を実施する「アドバンテッジタフネス Standard」の例

・ストレスチェック（厚労省準拠モデル）＋タフネス度チェック
・セルフチェック（セルフケアを目的に任意実施）
・人事管理機能（チェック実施者の把握、利用勧奨メール送信など）
・産業保健スタッフ向け管理機能（ストレスチェック結果の確認、面接記録など）
・e ラーニング／One to One 学習プログラム
・フォローメール機能（チェック結果から適切な個人のケアにつなげる）
・カウンセリング（面談、出張、電話、メール、ネットTV電話）
・危機介入（生命に関わる事象への対応）
・医師面接代行
・組織分析／高ストレス者分析レポート

このほか、法対応の一部をアウトソースする「アドバンテッジタフネス Basic」、組織活性化まで一歩進んだ取り組みを可能にする「アドバンテッジタフネス Premium」の計 3 種類をラインナップしています。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 アドバンテッジ リスク マネジメント 広報担当 ：熊澤 一晃 ／長 紘子
TEL：03-5794-3890 FAX：03-5794-3879 http://www.armg.jp